

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報の訂正手続の整備、滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合の軽減等の所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法の一部改正

一年金個人情報の訂正手続の創設

- 1 被保険者等は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求ができるものとすること。（第十四条

条の二関係）

2 厚生労働大臣は、1の国民年金原簿の訂正に関する方針を定めるものとし、当該方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないものとすること。

（第十四条の三関係）

3 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならないものとし、当該決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないものとすること。（第十四条の四関係）

4 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者又は被保険者であつた者（以下「被保険者等」という。）の氏名及び住所並びに資格の取得及び喪失の年月日等の事項につき、国民年金事務組合、国民年金基金等に対し、必要な資料の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができるものとすること。

◦（第一百八条関係）

二 学生納付特例事務法人に関する規定の整備

学生等である被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請を委託したときは、当該委託をし

た日に、学生納付特例申請があつたものとみなすものとすること。（第百九条の二の二関係）

三 全額免除申請の事務手続に関する特例

1 厚生労働大臣から全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として指定を受けた者（2において「指定全額免除申請事務取扱者」という。）は、所得が全額免除基準に該当する被保険者等からの委託を受けて、全額免除申請をすることができるものとすること。（第一百九条の二第一項関係）

2 被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請を委託したときは、当該委託をした日に、全額免除申請があつたものとみなすものとすること。（第一百九条の二第二項関係）

四 延滞金の軽減

滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合について、各年の租税特別措置法第九十三条第一項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合については当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合については当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該

加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とするものとすること。（附則第九条の二の五関係）

五 特定事由に係る保険料の納付等の特例

被保険者等は、特定事由（国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたこと又はその処理が著しく不当であることをいう。）により保険料を納付することができなくなつたと認められる期間を有するとき等は、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができるものとすること。また、この場合において、厚生労働大臣の承認があつたときは、当該期間について特例保険料（各月の保険料に相当する額の保険料をいう。）の納付を可能とする等の措置を講じること。（附則第九条の四の七から第九条の四の十二まで関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 年金個人情報の訂正手続

1 第二の一の1から3までに準じた改正を行うこと。（第二十八条の二から第二十八条の四まで関係）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者等の氏名及び住所並びに資格の取得及び喪失の年月日等の事項につき、共済組合等に対し、必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができるものとすること。 （第一百条の二）

関係）

二 延滞金の軽減

第二の四に準じた改正を行うこと。 （附則第十七条の十四関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

納付猶予申請について、第二の三と同様の措置を講ずること。 （第十九条の二関係）

第五 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正

一 厚生年金保険法の規定による諮問に応じた社会保障審議会の調査審議の結果として、事業主が、被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付する義務を履行したこと
が明らかでない場合に該当するとの意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞

なく、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定を行うものとすること。 (第一条関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第六 健康保険法等の一部改正

健康保険法、船員保険法、独立行政法人農業者年金基金法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律その他の法律について、第二の四に準じた改正を行うこと。

第七 日本年金機構法の一部改正

緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合において、高齢者虐待の事実確認に関する事務その他の法令の定める事務であつて、厚生労働省令で定めるものを遂行する他の行政機関又は地方公共団体に年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるときは、年金個人情報を探査することができるものとすること。 (第三十八条関係)

第八 国民年金の保険料の納付の特例

平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であつた者は、厚生労働大臣の承認を受け、承認の日の属する月前五年以内の期間であつて、保険料の徴収時効が過ぎた被保険者期間に限つて、後納保険料（各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の保険料をいう。）を納付することができるものとすること。（附則第十条関係）

第九 国民年金の保険料の免除の特例

平成二十八年七月から平成三十七年六月までの間において、三十歳から五十歳に達する日の属する月の前月までに被保険者期間がある第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者であつて本人及び配偶者の所得が一定以下のものからの申請に基づき、保険料の納付を要しないものとすること。（附則第十四条関係）

第十 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十六年十月一日から施行するものとすること。

二 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第九条まで及び附則第十六条から第十九条まで関係）